

入札（見積）結果調書

令和 4 年度

契約番号	第52-21-00301号		
件名	北区新琴似地区配水管計画洗管業務その2 No.5-6004		
入札(見積)年月日	令和 4年 8月 24日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	8,140,000 円	主管課	52 北部配水管理課
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000017870 北土設備(株)		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
北土設備(株)		7,400,000					落札
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 定山溪浄水場監視装置ソフトウェア改修業務
- 2 事業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由 本業務のソフトウェア改修に係る対象機器は、浄水処理を監視制御するために必要な設備であり、既設計算機と通信し、浄水プロセス毎の状態表示及び機器の運転制御を行うために必要な監視装置及び通信機器である。
これらの改修業務を行う際は、既存の計算機と接続し、データを収集しなければならないため、製造元のみが保有する対象機器及び既存の計算機の機器独自の設計データがなければソフトウェアの改修、動作試験ができない。
上記業者は、対象機器の製造元である横河ソリューションサービス(株)の代理店に指定されている道内で唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本業務を履行することができない。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成 29 年 4 月 17 日 総務課長 決裁）」に定められる。

入札（見積）結果調書

令和 4 年度

契約番号	第15-21-00113号		
件名	上水道基本料金減額に伴うコールセンター開設業務		
入札(見積)年月日	令和 4年 8月 24日	午後 3時 05分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	6,930,000 円	主管課	15 営業課
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000035220 (株) N T T ネクシア		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第 1 回	最低金額	第 2 回	最低金額	第 3 回	最低金額	
(株) N T T ネクシア		6,300,000					決定
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 上水道基本料金減額に伴うコールセンター開設業務
- 2 事業者名 株式会社NTTネクシア
- 3 特定理由

本業務は、令和4年10月及び11月検針分の上水道基本料金を減額するにあたって、市民からの問合せ件数の増加が見込まれるため、専用のコールセンターを開設し一次回答を行う業務である。

さらに、本業務を履行するにあたっては、使用用途や検針行程、支払情報などのお客様情報を確認しながら、基本料金減額に対する市民からの幅広い問い合わせに対応する必要があり、本市の水道事業に関する十分な知識や正確な処理が求められる。

水道局では、平成11年12月に水道局電話受付センター（以下「受付センター」という）を開設しており、利用者から寄せられる各種届出の受付や水道に関する問い合わせへの対応を行っている。上記業者は、受付センター開設当時から現在まで「札幌市水道局電話受付センター運営業務」（以下、「運営業務」という）を受託している唯一の業者であり、長期にわたり安定的に履行している実績がある。

本業務は、令和4年9月には受電体制を整える必要があり、準備期間が短いことから、緊急対応が可能であり、以下全ての条件を満たす唯一の業者である上記業者を、本業務の相手方として特定する。

- (1) 準備期間が短く、閉塞した業務ネットワークを新たに敷設することができないため、既存の業務ネットワークにより本業務の履行が可能であること。
- (2) 受付センターの電話番号は、かねてより引っ越しなどの各種届出をはじめとした問合せ先として、ホームページやじゃぐち通信などで広く周知されており、当該電話番号を活用することで、問合せ先の一元化が行えること。
- (3) 長年の運営業務の実績から、本業務を履行するにあたって前提となる本市水道局に関する業務知識や経験、ノウハウを豊富に有していること。
- (4) 業務知識研修等の独自研修で、かねてより人の入れ替わりに柔軟に対応しており、短期間でコールセンターを開設することが可能であること。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。